

違反となるパーソナル無線は 携帯電話へも妨害を与えるため、 これまで以上に**厳しく罰せられます!!**

平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯電話でも順次使用されることとなります。このため、パーソナル無線に許可された周波数帯であっても、無免許や改造したパーソナル無線を使用し、携帯電話に妨害を与えた場合、電波法に定める重要な無線通信への妨害として、**5年以下の懲役**又は**250万円以下の罰金**の対象となります。

これは、無免許・改造のみの違反(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)よりも重い罪となります。詳細は、以下の電波法違反に関するお問い合わせ先へ連絡願います。

パーソナル無線の
免許又は再免許を受ける場合、
免許の有効期間は
平成27年11月30日まで
となりました。

なお、既に免許を受けており、その有効期間が平成27年12月1日以降になっている方には、その取扱いについて、別途ご案内いたします。ご不明な点などありましたら、免許状に記載の総合通信局等までお問い合わせ願います。

電波法違反に関するお問い合わせ…総務省総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室 ☎03-5253-5911

Q 電波法に定める 重要な無線通信とは?

A 電気通信業務若しくは放送の業務の無線通信又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の無線通信のことです。携帯電話による通信は、「電気通信業務の無線通信」に当たります。

これらの無線通信に対する妨害が発生した場合、所轄の総合通信局等は、迅速に発射源の特定に努めるとともに、妨害が停止した場合においても、再発の可能性が想定される場合は、監視体制を継続し、場合によっては24時間の監視体制を確立することがあります。



Q どうして免許の有効期間が 平成27年11月30日までになったの?

A パーソナル無線の無線局数は、年々減少を続けていることから、有限希少な電波を有効に利用する等のため、パーソナル無線の使用期限が平成27年11月30日までとなりました。

このため、パーソナル無線の免許及び再免許を受ける場合は、免許の有効期間が平成27年11月30日までとなります。

